

合併町の個別ケース検討会議について

資料 4

- 1 個別ケース検討会議委員について
 - (1) 各機関から指名された者で、調整機関の長（市福祉事務所長）が指名した委員は、こども未来課から連絡し、指定された日時・場所に集合していただくこととする
 - (2) 指名された委員は、地域で児童虐待のケースが発生した時に、支所または地区保健センターなどに集合して、虐待ケースの情報交換、支援内容の検討会議を行うこととする
 - (3) 支援策として、見守り確認などは関係する個別ケース検討会議委員に依頼することとする
- 2 個別ケース検討会議の定期的な情報交換は2ヶ月に1回の開催予定
- 3 個別ケース会議には、支所関係職員等の出席を予定

